

母子・父子家庭等に医療費の助成

対象者
 所得税非課税世帯であつて次に該当する方
 ①18歳未満の児童を扶養する母子家庭の母とその児童
 ②18歳未満の児童を扶養する父子家庭の父とその児童
 ③父母のない18歳未満の児童

助成範囲
 対象者が負担する額から一部負担額（入院費）を除く額

申請書に領収書を添えて提出してください
 申請用紙は住民福祉課福祉係にあります。

平成7年度 保育所入園児童募集

町内各保育所の平成7年4月入所希望児童の申請書受け付けを、12月5日から12月22日まで行います。保育所へ入所できる児童は、その家庭が次のいずれかによる場合です。（次に該当する場合でも、母親以外の方が児童の保育をすることができるときは除かれます。）

- ①母親が昼間家庭の外で仕事をしている場合
- ②母親が昼間家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合
- ③母親が死亡、行方不明、拘禁などの理由により不在の家庭
- ④母親が出産の前または病気であったり、心身に障害がある場合
- ⑤家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある方がいるため、母親がいつもその看護にあたっている場合
- ⑥火災や風水害や地震などにより家屋を失ったり破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合

希望者は各保育所、役場住民福祉課に申請用紙が記入しますので、申請用紙に記入のうえ、各保育所または住民福祉課福祉係へ申し込んでください。

なお、5月以降の入所希望児童の受け付けは、随時行います。

自動車税

納め忘れはありませんか？

自動車税の納期は5月31日です。
 延滞金は年14.6%と割高です。
 早目の納税がおトクです。

海匠支庁税務課
 ☎0772



平成6年分所得税が
 20%減税されます。

平成6年分の所得税については、「特別減税」として一律20%相当額が減税されます。

対象者

平成6年分の所得税を納める方

特別減税額

$$\text{特別減税額} = \text{特別減税前の平成6年分所得税額} \times 20\%$$

$$\text{平成6年分の所得税額} = \text{特別減税前の平成6年分所得税額} - \text{特別減税額}$$

特別減税額が200万円を超える場合は、200万円が限度です。

実施方法

①給与所得者

年末調整をされる方は、その際に行われます。

それ以外の方は、確定申告により減税を受けることになります。

②公的年金等のある方

原則として、年金支払者のもとで行われます。

③その他の方

確定申告によって減税を受けることになります。

問合せ 銚子税務署 ☎0479②1571 役場税務課 ☎①2111

軽自動車 こんな時には届け出を！

軽自動車（原付き・2輪・軽4輪など）税は、毎年4月1日現在に所有している方または、使用している方にかかる税金です。次のような場合は、必ず手続きをしましょう。

- ①住所が変わったとき
- ②下取りなど車を譲渡したとき
- ③事故や古くなった車などを使わなくなったとき
- ④所有者または、使用者が亡くなったとき
- ⑤盗難にあったときなど

※警察に盗難届けを出した時には、必ず盗難受理番号を確認してください。町ナンバーの廃車手続きのときに必要になります。

問合せ 軽自動車4輪→軽自動車検査協会千葉事務所
 ☎043-245-0163

軽2輪・小型2輪→関東運輸局千葉陸運
 ☎043-242-7337

原付・農耕作業用車→役場税務課 ☎①2111